



若さあふれる行動派。 市川市議会議員・建設委員会委員長

坂下しげき

<http://gogo-shigeki.com>

坂下しげきのプロフィール

- 昭和49年11月19日（さそり座）
- 国立国府台病院で生まれる。血液型A型
- 市川市立百合台幼稚園、曾谷小学校、第一中学校、県立船橋法典高校、日本文化大学卒業。
- 学生時代より元千葉県議会議長金子和夫事務所所属。
- 卒業後も秘書として6年間勤める。
- 平成15年4月27日 翠のある市川の実現を目指して、市川市議会議員に初当選する。（28歳）
- 市議会では、民生経済委員会副委員長、行徳臨海部特別委員会副委員長、総務委員会委員、議会運営委員会委員、決算審査特別委員会委員、廃棄物等減量推進審議会委員、交通対策審議会委員、を歴任。
- 平成19年4月22日 2期目の当選をさせていただく。（32歳）
- 《現在の役職》
 - ・建設委員会委員長
 - ・議会運営委員会委員
 - ・徳臨海部特別委員会委員
 - ・下水道事業審議会副会長
 - ・水防協議会委員
 - ・市川市青少年相談員
 - ・市川市消防団団員
 - ・千葉県立船橋法典高等学校同窓会副会長
 - ・マリスクラブ千葉顧問
 - ・市川南部オハヨー野球協会会长

紙面では書ききれない坂下しげきの政治姿勢・政治活動を
ぜひインターネットのホームページでご覧ください！

先の統一地方選挙におきましては、皆様方のご支援により3,858票を賜り、2期目の再選を果たさせていただきました。選挙において皆様方からいただきました一票一票の重みを日々胸に抱き、この一票が政治に活かされること常に意識しながら議会活動に邁進してまいります。

議員として、行政運営に対して政策を提案し、又は行政を監視し、抑制することができるが「議会」になります。中でも大きな力を発揮することができるが本会議における「議案質疑」、「常任委員会」及び「一般質問」になります。この質疑・質問を行うか否かは各議員の判断になりますので、私は精一杯この質疑・質問を活用して、市民の皆様方の声を行政に伝え、より良い市川をつくっていきたいと思っております。

政治活動は、市民の皆様方のためにあるということを忘れることなく、将来に責任が持てる政策・住みやすい市川市の実現を目指して日々努力してまいります。また、改選後の市川市議会・常任委員会におきましては、建設委員会の委員長を務めることになりましたので、ご報告申し上げます。

平成19年 5月臨時議会

平成19年5月議会は、市議会議員選挙の改選に伴つて開会された臨時議会です。

この臨時会では、これから本格的な議会運営にあたつて必要となる「議長・副議長」、「常任委員会の委員」、「議会運営委員会の委員」、「特別委員会の委員」等を決定することが主な内容となります。

【常任委員会等の配属について】

全42名の議員は、四つの常任委員会（総務委員会・民生経済委員会・環境文教委員会・建設委員会）のうちどれか一つに配属することになります。私は、建設委員会に所属し、**委員長を務めることになりました。**

建設委員会を選んだ大きな理由の一つには、新潟県中越地震で直接体験した震災・災害時の市民の方の安全確保・生活の保障（上下水道等）に関し、平常時の公共基盤整備計画の見直しが重要であると認識したことあります。

必要な整備と不要な整備を短・中・長期的な角度で取捨選択し、世代間均衡の視点も考え合わせ、行っていきたいと思います。勿論公共基盤整備（工事）の投注に関する手続き（入札）過程についてもしっかりと審査してまいります。

- その他の配属・・・議会運営委員会委員、行徳臨海部特別委員会委員、下水道事業審議会副会長

平成19年 6月定例議会

一般質問

2期目の初めての質問にあたって

私が初めて市議会で質問をさせていただいてから4年が経過しました。

この4年間に市を取り巻く状況は大きく変化致しました。国において地方分権が名実共に進み、財政面、法の運用面で著しい変化がおきています。

地方分権を地方主権として、市民の方に行政サービスを向上させていくのも、破綻させてしまうのも自治体の能力次第であります。そして、この責任は、首長を始めとする行政及び議会にあります。

従いまして、行政及び議会は常にその重責を意識し、市民の方に最高で最適なサービスを提供し、かつ、このサービスを効率的・持続的に提供する義務を負います。どのような場面でも逃げることなく説明責任を果たしていかなければなりません。

私は4年前の初心を忘れることなく、妥協することなく、気持ちを新たにこの4年を振り返りながら一般質問をさせていただきました。

(1) 市川駅前ロータリーの整備について

本市では、昨年度から今年度まで総工費2億円以上かけて、市川駅北口ロータリーの改修を行っております。市民の方が大勢利用し、バス、タクシーが多数集まる北口の整備は重要施策の一つであります。従いましてこの整備は、経済的にも内容的にも充実したものでなくてはなりません。

しかし、整備後のロータリーの使い勝手、若しくは安全性について甚だ疑問があります。中国分経由・国分操車場行きのミニバスのバス停が非常に不便な場所にあること、そして、このバス停に向う横断歩道がバスの通り道の死角に入っているため、非常に危険な状況であるということです。

バスは、お子さんが一人で利用したり、ご高齢の方も利用されることから、万一のことが無いように早急に改善する必要があります。

従いまして、危険性の排除・利便性の確保について、市に対し、強く改善を求めました。市は、急いで横断歩道にカーブミラーを取り付けるなどして安全対策を図ることでした。しかし、抜本的な安全性の確保等を求め、バス停の移動を含めた改善を引き続き市に要望しております。

(2) ミニバスの増便等について

中国分地区は、高齢者の方が多く、ミニバスが主要な交通手段になっております。しかし、日中は、1時間に2本しかありません。非常に不便であり、かつ、住民ニーズも多いところであります。

ミニバスの増便については、以前から要望しているところですが、京成バス(株)の経営等を考慮すると、なかなか難しい面があるとのことでした。しかし、現在市川市では、市内の交通不便地域に(2ルート)コミュニティーバスを実験運行しております。このバスは本格運行になれば赤字が予想され、税金が投入されるることは確実です。

従いまして、市域全体において市民ニーズが多く、高齢者が多い地区など交通の確保が必要な部分については、地域間に不公平が生じないようにするために、一定の判断基準・助成基準のもとに市民のコンセンサスを得た上で助成金による増便等を可能とする必要があると思います。利用者負担額も考え、事業者の初期投資を一部助成するように年数を限って助成を行う方法もあります。

このような交通手段の確保について提案したところ、市からは、年数を限った助成制度により増便等が可能かどうか検討に着手したいとの答弁がありました。今後も市の進捗状況をチェックしてまいります。

●ご意見ご要望はこちらまで

坂下しげき後援会



〒272-0835 市川市中国分3-9-5
TEL047-318-4649 FAX047-318-4669
〒272-0022 市川市鬼越2-5-8(金子和夫事務所内)
TEL047-318-0055 FAX047-318-0500
E-mail : shigeki@gogo-shigeki.com



(3) 靈園内での移動手段について

市営霊園は、広大な土地であり、起伏が激しい造りになっております。そして利用者には高齢者の方が多くおられます。しかし、市営霊園の移動手段は、決して便利と言えません。例えば、霊園に行くには市内からのバス等の交通手段が非常に少なく不便です。またバス停から霊園内の目的地までの距離も非常に長いといえます。彼岸時等の霊園付近及び霊園内の渋滞の解消に努める必要があります。従いまして、バス停から霊園内を循環するバス若しくはワゴン車等の移動手段、霊園内での自転車(放置自転車)の活用について提案を行いました。これに対し、市は、放置自転車を活用し霊園内での自転車の貸出しを充実させること、及びワゴン車での移動について検討していくことを答弁しております。

議案質疑

(1) 外郭団体の決算について

市の外郭団体の決算において、抜本的な経営改革を要請し、事業が赤字の団体については、厳しく経営改善を求めました。そのうち、市が外郭団体に対して支払っている委託料に誤り(市が外郭団体に実際には必要のない経費を支払っていたこと)を指摘し、これを精算するように求めました。

(2) 公共工事の発注(随意契約)について

公共工事の発注については、数々の談合事件や相次ぐダンピングなどを受けて、品確法という法律が新たに施行されました。この法律の施行により、公共工事の入札は価格だけの判断ではなく、受注者側から技術提案等を求め、質と金額の双方が総合的にすぐれている者を落札者とする方法が整備されました。しかし、市の施設の耐震補強工事については、この入札方法が適用できるにも拘らず、これを適用しないで、技術提案型の随意契約(仮契約)を締結していました。従いまして、契約方法の適切さに問題があること等を指摘し、この契約の締結に賛成することができませんでした。

(3) 少年自然の家利用料金について

少年自然の家がこの7月に改修工事を終えリニューアルオープンします。このことに伴い使用料金が増額されます。使用料金(受益者負担)の額は、施設の維持費用、管理運営費用などに基づき計算されますが、少年自然の家はリニューアルしたにもかかわらず、以前の古い施設のままの維持費用を基に計算しておりました。このことを指摘し、今後の改善を求めました。また、使用料金は、条例で議会の議決を得て決められるのですが、少年自然の家は、条例に基づかない費用を利用者から別途徴収しているものがあります。このことについて指摘し、徴収のあり方について整理するよう求めました。

(4) その他の質疑 ○市の職員の派遣について

1 発達障害に対する取り組みについて

自閉症、アスペルガー障害、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、LD（学習障害）といった発達障害を患有する子どもたちに対する行政のフォローバック体制が重要な課題になっております。

障害により学校など集団生活においてうまく溶け込めないお子さんに胸を痛めている親御さんたちが多くいらっしゃいます。また、実際には障害がなくても、不安をつのらせ、過敏に反応してしまう親御さんたちも少なくないようです。

専門家によると、「早ければ1歳半で障害の兆候に気づく親はいる」とのことですが、実際に専門機関などを受診して、発達障害と診断されるまでに2年以上かかるケースが多く、その結果、子どもが孤立したり不登校になるなど2次障害に発展する例もあります。

こうした状況を少しでも改善するためには、子育ての初期の段階で、正確な障害の発見を行うこと、そして障害が判った場合にしっかりとケアシステムを作っていくことが、子育て

環境にとって重要なサポートになると思います。

市町村が発達障害の早期発見について、積極的に関与することができ、また責任を負っているのが、母子保健法の規定に基づいて実施する**乳幼児健康診査**です。特に1歳6か月児健診と3歳児健診においては、精神的、身体的な発達の重要な時期にあり、その時に正確な健康診査を行い、育児に関する指導、相談等を行っていくことが幼児の健全な発達を図る上で重要になります。また早期発見が行えた場合には、その後の適切な支援が重要となります。支援がない状況で、障害を告知することは、親子を不安にさせるだけで、早期発見によるメリットを引き出すことができません。

そこで、本市の1歳6か月児健診における発達障害の早期発見に係る健診方法及び早期発見と早期療育をつなぐシステム整備についてについて質問いたしました。

市は、今後早期発見に係る健診（指差し確認等）の充実と療育システムの整備を図っていくとのことでした。今後も引き続き市の施策を見守りたいと思います。

2 北総線・北国分駅の利便性（エレベータ、エスカレータの設置）について

北総線・北国分駅は、改札口に至るまでに28段の急な階段を利用しなければなりません。

（JR市川駅の階段は11段ですがエレベーターが設置されています。）実際に北総線・北国分駅で利用状況を確認してまいりましたが、高齢の方、障害者の方なども多く利用されておりました。

市川市では、通称交通バリアフリー法の趣旨に基づいて、平成22年までに市内公共施設等のバリアを排除することを目標に掲げてますが、北国分駅は、市川市バリアフリー基本構想の中で、優先的に整備すべき重点整備地区としての基準を満たしていないことから、重点整備地区から除外され

た位置づけになっております。

しかし、北国分駅の階段は急で段数も多いことから、利用者の方の安全性や利便性を考えると一日も早い改善が望されます。

そして市川市は、北総鉄道株式会社の株主になっております。従いましてこの株主としてのチャンネルを使って設置を申し入れることも視野にいれた改善を行政に求めました。

市の答弁では、早期の実現は難しいとのことでしたが、他の政策とのバランスを考え、無駄な経費を節減するなどの工夫を行い、計画的に実現するよう求めました。

3 中国分3丁目のマンション建設について

市川市は、千葉県の西部にあり、江戸川を隔てて東京都に相対し、都心から20km圏内に位置した、文教・住宅都市として発展してきました。東京までは、交通機関を利用して2、30分の距離にありながら、緑も多く、学園も多いまちです。

このような住宅街の緑を守る法的制度として都市計画法の用途地域の決定があります。第1種低層住宅専用地域などによって緑が多い住環境が維持されております。

中国分3丁目周辺は、風致地区及び第1種低層住宅専用地域に指定され、緑豊かな住環境が保たれておりますが、現在のエヌ・イーケムキャット株式会社市川研究所跡地だけが過去の経緯（過去の所有者の陳情）によって風致地区から除外されております。このことが禍して現在ここに大型マンションが建設されようとしており、地域住民の方がマンション建設に反対しております。

昭和54年当時にも当該地に大型スーパーが建設される問題が発生いたしましたが、このときは当時の高橋國雄市長が

「もともと風致地区になっていたものを解除した経緯が昭和47年の陳情等にあるので、その経緯に基づいて考えて見た場合に、少なくとも住居地域になったからと言って、その用途地域の関係を逆手にとるようなことは、企業モラルに反する。」と断じられ、この計画が白紙に戻されたことがあります。

本市では、当該地の風致地区の指定等の解除が過去の経緯にあることから、当該地における大規模建造物を容認しない姿勢を通しておりました。今回においても行政における一貫性を持続し、住民の方が求めている住環境を市として維持していく必要があります。このことについて質問をいたしました。

市の答弁では、マンション建設事業者の「一団地認定の申請」に対して認定しないこととし、これによりマンションの建設は難しくなるとのことでした。また今後については、千葉県に対して当該地を風致地区にすることを強く求めていくことでした。

4 行政における課題について

今日、私たちの日常生活や経済活動はますます広域化し、町並みも広がりつつあります。このような状況に地方自治体が適切に対応するためには、隣接する行政体同士が広域的な視点から連携したり、或いは調整を行いながら、行政を進めていくことが重要になります。

例えば、都市計画の考え方は、市によって異なりますが、道路1本隔てた市境いで大きく考え方方が違う場合は、本市の目的とする理想の都市計画が実現しない可能性があります。国府台4丁目は松戸市と接しておりますが、ごく小さな道を隔てただけで、用途地域（市川側と松戸側の容積率、建ぺい率）が大きく異なるという現実があります。また近隣市の船

橋市の住民の方から、市川市の排水について苦情が寄せられることがあります。

市境いにある問題は、大小を問わず、行政に相談してもなかなか決着がつかず長年解決できずにいることもあります。また市境いの問題は、内容が様々であり、本市から他市への要望と、他市から本市への要望も交錯しております。このような実際に起きている諸問題を踏まえまして、市と市

の交渉、及び住民の方の相談窓口の一元化を目指して、新たに組織した広域行政担当において市境いの問題を総括し、効率的な解決を図っていくような仕組み作りができるのか質問いたしました。

市は、今後広域行政の取り組みを活用して、近隣市と迅速な問題解決を図る仕組みを整えていくとのことでした。

- 他に一般質問として、本市自身が排出する廃棄物の処理及び資源化について法令を遵守して適切に行うよう指摘を行い、本市の姿勢を糾しました。

平成19年9月定例議会

議案質疑

1 美術品(約8,000万円の絵画)の取得について

美術品の取得については、取得する美術品の売主が特定されることから、他の契約のように一般競争入札を実施して、契約金額の妥当性を図ることはできません。しかし、美術品の取得とはいへ公共の調達であることから、地方自治法等の関係法令に基づき、透明性を発揮して適性かつ公正に取得しなければなりません。また取得価格及び取得手段についても市民利益の最大化を図るために、最小の経費で最大の効果を挙げるように努める必要があります。美術品の取得価格については、社会状況などにより大きく変動し、契約の相手方も特定されることから、適正価格を一概に論じることも難しく、判断も難しいと思いますが、適正価格の判断が難しいからこそ、一層の説明責任を果たしていかなければならぬと

思います。そして美術品の取得の必要性そのものについても他の政策とのバランスを考えて行う必要があることを忘れてはいけません。

今回の契約については、契約相手方が清算会社であり、また本市の予定価格が相手方の提示額と同額であったことから、取得金額の適正さ(透明性)に特に疑問がありました。

このような観点から、①取得価格の適正さ②売買の経緯③著作権等の制限についてを中心に質疑いたしました。市は、市場等の状況や相手方の財産目録等を勘案して予定価格を作成していないとのことでした。今後は、予定価格を適正に設定するよう求めました。

2 平成18年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について

本市の予算は、毎年、シーリング・一律何パーセントカットというように、ここ数年同じ手法を踏襲しています。この手法は、財政が硬直化している時期であれば緊急避難的に有用ですが、新たな行政課題や、市民ニーズに対応していく上では、行政目的の最大化を阻害する可能性があります。そろそろ別の財政的視点から予算の削減、財源の確保を行う必要があると思います。

市は、厳しい認識を持って、決算結果を最大限活用し、ゼロベースで事業を抜本的に見直し、本当にどの事業が必要なのかを見極め、必要であれば一律カット方式ではなく、経済性、効率性・有効性について総合的に検証し、その事業に係る必要経費をしっかり見込んで、着実な市民サービスを提供していくかなければなりません。そして、事業の効率化によって得られた余剰財源は、無駄遣いをするのではなく、少子高齢化対策等の将来に向けた備えとして確保し、市民の方が将来に亘って公平なサービスの提供を受けられ

るよう、財政的措置を講じて、基金等の積み立てを増やし、活用していく必要があります。

決算を一過性のものとして捉えるのではなく、将来の市川市のあるべき姿を描き、今現在の決算状況からして、何をやらなければならないのかということをしっかりと見極めて、長期的に安定した財政運営を行う必要があると考え次のような事項について質疑いたしました。

①自主財源の確保について②公債費(世代間負担の公平)について③特別会計への繰出金について④補助金の見直しについて⑤基金の活用についてなど

市からは、全体的に財政の健全化に向けた前向きな答弁があったと思います。しかし、本市の単年度収支は赤字であり中期的な財政見通しを考えると今後の財政運営、将来的な負担について厳しい認識を持たざるをえませんので、今後も着実に財政健全化計画に沿った財政運営をするように求めました。

3 平成19年度市川市一般会計補正予算について

補正予算は、年度の途中で様々な事由により、事業費を変更する必要が生じたときに、当初予算に変更を加える予算であります。従いまして、基本的には当初予算編成時に想定できなかった事業が生じた場合に、これを早急に行う必要があるものについて補正予算とするものです。

当初予算編成時に既に必要な事業であったり、市民の方の安全に係るなど早急に予算措置が必要な修繕・改修などについては計画的に、当初予算で措置をするのが原則と考えます。また、緊急性のないものについては、次年度の当初予算の枠配分の中で行うべきであるかどうかの見極めが重要です。

国の補助事業や歳入の増加による新規事業の立ち上げに伴う補正予算については、予算化するに当たって、まずこの

事業が本当に必要なものであるかどうかの取捨選択が重要であります。

将来に向けた計画的な予算の計上と執行が今の我々に課せられた義務です。

このような大きな視点を持ちつつ①債務負担行為補正(放課後保育クラブ建物借上げ及び情報システム再構築)②情報関連の国の委託事業③市民プール改修工事費について質疑いたしました。

市の答弁では、債務負担行為の設定若しくは非設定の根拠理由、及び必要経費に係る迅速な予算確保について明確な答弁がありませんでした。今後も適正な予算の確保及び設定、若しくは不必要的予算の見極めに十分留意し質疑してまいります。

- 他に議案質疑として、市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正及び市川市第三庁舎耐震補強工事請負契約について費用対効果、行政手続きの透明性等の質疑を行い本市の見解を糾しました。